初診時・再診時の選定療養費改定のお知らせ

一般財団法人 住友病院

現在、厚生労働省による外来機能の明確化及び医療機関間の連携の推進を図る観点から、 他の医療機関からの紹介なしに200床以上の病院を受診した場合は、通常の医療費とは別に 選定療養費が必要となります。

今般、診療報酬改定により令和4年10月1日からは料金と運用が次の通り一部変更となります。

当院外来通院中で院内紹介無く、新たな診療科を受診される場合も初診時選定療養費のご負担の対象となります。

■初診時選定療養費(通常の医療費とは別にご負担いただく費用)

5,500円(税込)



<u> 令和4年10月1日より ⇒ 7,700円(税込)</u>

○ 他の医療機関からの紹介状を持参せずに当院を受診される場合

■再診時選定療養費(通常の医療費とは別にご負担いただく費用)

2.750円(稅込)



令和4年10月1日より ⇒ 3,300円(税込)

○ 当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行ったにもかかわらず、 引き続き当院受診を希望される場合

なお、救急等やむを得ない事情により、他の医療機関の紹介によらず 来院された場合は、この限りではありません。